



## 非行少年就労 NPOと協定

広島弁護士会

広島弁護士会は24日、元受刑者や非行少年の就労支援に取り組むNPO法人県就労支援事業者機構(広島市中区)と就労支援の協定を結んだ。同会の弁護士が関わる少年たちを同機構につなげ、就職をサポートして再犯防止を図る狙い。

協定は、逮捕されるなどして同会の弁護士が代理人として付いた少年や成人が対象。就労を望む場合、弁護士が同会を通じて機構側に支援を依頼。機構が支援が必要と判断すれば、機構に登録してい

る県内514社の協力雇用主の中から就労に結び付ける。同機構はこれまで原則、保護観察処分を受けた少年や仮釈放者などを支援する保護観察所の依頼に応じて年間約40人の就労を後押ししてきた。

締結式では同会の前川秀雅会長(写真・左から2人目)と機構の山下隆会長(同3人目)が協定書に押印。山下会長は「犯罪が確定する前から就労支援につなげることができ、前川会長は「社会全体で支援に取り組みたい」と述べた。

(小笠原芳)